

社員の家族が新型インフルエンザに感染したらどうする？

Q&A

Q:これから新型インフルエンザの本格的な流行が心配です。もし、社員の家族が新型インフルエンザを発症した場合、会社としてどのような対応をとればいいのでしょうか？

A:新型インフルエンザに感染した場合、その家族や同居している人は濃厚接触者となり、健康観察の対象となります。

社員の方が濃厚接触者となった場合、当然、他の従業員やお客様に感染してしまう可能性があります。それを防ぐために10日前後は自宅待機をさせた上で、毎朝の体温と体調変化についてEメールやFAX等での報告を義務づけさせることをおすすめします。また、自宅待機後の出社にあたっては、マスク着用を指示する配慮も必要です。

その結果の休業は「使用者の責に帰すべき事由による休業」ではないため、休業手当は不要となります。

濃厚接触者には主に以下のような対応が求められます。

- 1日朝夕2回の検温と体調変化の記録
- 発熱や呼吸器症状が現れたときは、直ちに保健所に連絡
- 保健所が定期的実施している健康状態確認の問い合わせに応じる
- 患者の看護・介護をした後は必ずせっけんによる手洗い、またはアルコール製剤による消毒をする
- 感染者が使用したティッシュには触らないようにポリ袋に入れて処分